



令和8年度 アクティブシニア・ボランティアポイント制度

仙台市健康福祉局地域包括ケア推進課



1 制度概要

(1) 概要

高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、地域の支え合いの担い手を確保し社会の持続可能性を高めるため、高齢者が介護・フレイル予防やボランティアなどの活動に参加した際に、スマートフォンアプリなどを活用して市内店舗等で利用できるポイントを、活動の運営団体を通じて付与するもの。

(2) 目的

少子高齢化の進展による老人クラブなど様々な地域活動の担い手不足や医療・介護需要増加への対応として、ポイント付与による動機づけを行うことで、高齢者の社会参加を促進し、地域活動等の持続性を確保するとともに、介護・フレイル予防活動を促進し、高齢者の日常生活機能の維持・向上をはかるもの。

これにより、市民の皆様に、人生100年時代をできるだけ長く、生き生きと、地域でご活躍いただくこと。

(3) 実施内容

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

ただし、R8年度より拡大となる対象団体については、8月1日から開始

※ポイント付与は令和9年2月28日まで

対象者：仙台市に住民登録のある65歳以上の方

利用上限：1人あたり年度末までで5,000ポイント（1ポイント=1円とし5,000円分）

利用店舗：市内で営業している店舗のうち、制度への参加を希望する店舗

2 令和7年度モデル事業の実施状況について

- 実施期間：令和7年9月1日～令和8年3月末まで（ただしポイント付与は2月末まで）
- 対象者：市内在住の65歳以上の高齢者
- 利用上限：1人あたり年度末までで5,000ポイント（1ポイント=1円とし5,000円分）
- 利用店舗：市内で営業している店舗のうち、制度への参加を希望する店舗

●対象活動と付与ポイント

- (1) **介護・フレイル予防活動への参加 ➡ 一般参加100ポイント、担い手300ポイント**
介護予防自主グループ、フレイルサポーターチーム、認知症カフェなど
- (2) **地域福祉活動を行う団体や福祉施設等での無償で行う奉仕活動への参加 ➡ 200ポイント**
老人クラブの社会奉仕活動、市の委託や指定などを行う福祉団体や施設でのボランティア
- (3) **介護・フレイル予防や地域福祉活動の推進に関するイベントや教室への参加 ➡ 100ポイント**
市が主催・共催する介護・フレイル予防や地域福祉関連イベント、地域包括支援センターが主催・共催するイベント

●アプリ登録者数：約3,800人

※スマートフォン未所持等による「はがきユーザー」は、およそ500～700名程度と推定

●参加店舗数：約260店舗

※イオン、みやぎ生協、ヨークベニマル、ツルハドラッグ、ダイシン、和風レストランまるまつ、ドン・キホーテなど

3 令和8年度事業の変更点

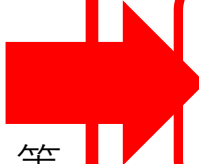
(1) 付与ポイント数の見直し

それぞれの活動に対する付与ポイント数の見直し

(2) ポイント付与対象活動等の拡大（令和8年8月から）

町内会や地区社協に登録のあるサロン、市が名義後援を行うイベント等、付与対象を拡大（拡大内容は調整中です）

※詳細は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします



P5で詳しくお伝えします！

(3) いぐすペイコールセンター稼働日の拡充

平日のみ → 土・日・祝も開設

(4) 被保険者証番号の「仮登録」導入

番号がその場でわからない方でも一旦登録だけできる仕組みを導入。一定期間経過後に本登録されなければアプリ利用停止。



P9で詳しくお伝えします！

(5) 令和7年度に獲得したポイントの繰り越し

令和7年度に獲得したポイントは、令和9年3月31日まで利用可能。ただしスタンプカードはがきでポイントを貯めている場合は、令和8年3月5日までにポストに投函し、事務局にてQRコード化したもののみの繰り越し可能です。

3 令和8年度事業の変更点

※太字下線が令和8年8月からの変更箇所

区分		対象活動	ポイント付与対象者	ポイント数
市が関わる活動等のうち左に掲げるもの	①市民の皆様が主体となって取り組む介護・フレイル予防や社会参加につながる活動	○介護予防自主グループ ○フレイルサポーターチーム ○シニア世代向け健康づくり講座受講後活動を継続しているグループ ○認知症カフェ <u>○チームオレンジ</u> ○老人クラブ(<u>すべての活動</u>) <u>○町内会</u> <u>○地区社協サロン</u> <u>○公園愛護協力会</u> <u>○仙台市河川愛護会</u> <u>○仙台市学区民体育振興会連合会</u> <u>○地域おこし協力隊 等</u>	団体運営の担い手	300ポイント
			参加者	<u>150ポイント</u>
	②施設等でのボランティア活動	○市が運営する施設のほか、市が委託、補助、指定、 <u>連携、協働等</u> をしている施設等でのボランティア <u>(福祉関係以外の団体・施設も含む)</u>	参加者	200ポイント
	③介護・フレイル予防や社会参加につながるイベント等への参加	○市が主催や共催を行う介護・フレイル予防や地域福祉活動関連イベント ○市や地域包括支援センターが主催する介護予防教室 <u>○市の外郭団体が実施するイベント</u> <u>○上記のほか、事業の趣旨にかなうイベントで本市の名義後援を得たもの</u>	参加者	100ポイント

【補足】 団体運営の担い手について

(1)「団体運営の担い手」の定義

- 「団体運営の担い手」(「担い手」)とは、団体の活動に参加するだけでなく、活動の企画や会場の確保など、準備段階から運営に関わっている方のことを指し、団体の役職者や活動の企画、運営に中心的役割を担う方などを言います。
- なお、当日の設営や撤収の補助、受付のみのお手伝い等は原則として「団体運営の担い手」とはなりませんが、活動の代表者が認める場合には、「担い手」として扱っていただいても差支えありません。

団体	担い手の具体例
介護予防自主グループ	○ 養成講座を受講し、介護予防運動サポーターとして企画・運営している方 ○ 準サポーターとして団体代表者が認める方
フレイルサポーターチーム	○ 養成講座を受講し、フレイルサポーターとして市民協働フレイルチェックを実施している方
シニア世代向け健康づくり講座受講後活動を継続しているグループ	○ 団体の運営を中心に担っている方 ○ 活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっている方
認知症カフェ	○ 運営スタッフとして団体代表者が認める方
町内会、老人クラブなど	○ 会長や役員など、日常的に団体の運営(※)を担っている方 ※ 活動の企画や日程調整など。 ○ 役職はないが、活動の実施にあたり企画や準備段階から携わっていると会長が認める方

(2)「担い手」の活動に関する注意点

- 担い手が行う活動のうち、以下の場合はポイント付与の対象になりません。
 - 団体の役員会や活動の企画会議に参加した場合
 - 実際に地域活動等を実施する日に、活動に参加していない場合
 - 参加者にポイントを付与する行為そのもの

【補足】 老人クラブの対象クラブ・対象活動について

○仙台市老人クラブ連合会に加入している、または本市より助成を受けている老人クラブ

【社会奉仕活動】 ※1人で行う活動には 「団体運営の担い手」 300ポイントは 付与されません	●友愛活動 ・一人暮らし高齢者への声掛け ・社会福祉施設への訪問 ・募金活動 等	●地域見守り活動 ・交通安全活動 ・火災予防運動 ・防犯活動 ・児童の登下校時の交通活動 等
	●文化伝承・世代交流 ・昔遊び ・凧作成 ・餅つき大会・地域のお祭りへの参加 等	●環境美化 ・地域清掃 ・花壇植栽 ・リサイクル活動 ・除草 等
【教養向上活動】	●研修会・教養講座 ・各種教養講座 ・各種学習会、研修会 ・パソコン教室 ・介護講座 等	●趣味活動 ・発表会、演芸会 ・作品展示会 ・その他趣味活動（囲碁・将棋・生け花・俳句・川柳・民謡・詩吟など） 等
【健康増進活動】	●スポーツ活動 ・ゲートボール・グラウンドゴルフ ・ウォーキング ・体操（ラジオ体操、早起き会など）・太極拳 等	●その他の健康づくり活動 ・体力測定 ・健康学習（栄養や保健の勉強会、講習会など） 等

3 令和8年度事業の変更点

→ (1) 付与ポイントの見直し と (2) ポイント付与対象活動等の拡大について

②施設等でのボランティア

○市が運営する施設のほか、市が委託、補助、指定、連携、協働等
をしている施設等でのボランティア (福祉関係以外の団体・施設も含む)

※制度への申込みがあったもの

市が関連する施設等での事業の実施に際し、施設等の有償スタッフでない方が環境整備などの奉仕活動を行った際に、施設等からその方へポイントを付与するものです。

【施設等の例】 指定や委託、連携、協働等で市が連携している施設。

- ・ 介護保険指定施設
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム、経費老人ホーム、ケアハウス
- ・ 「せんだいふれあいガイド」掲載の障害者関係施設等
- ・ 児童養護施設
- ・ 乳児院
- ・ 「こども食堂助成金」の交付を受けている、または「こども食堂認証事業」の利用団体であるこども食堂
- ・ 児童館 等

3 令和8年度事業の変更点

→(4) 介護保険被保険者証番号の「仮登録」導入について



アプリ「いぐすペイ」を登録する際、その場で介護保険被保険者証番号がわからない方は仮の番号「**5555555555**」(5を10個)を入力してください。

※10桁の番号以外はエラーとなります



登録日から1週間以内に正式な介護保険被保険者証番号を入力しなおしてください。
1週間以内に本登録がなされない場合は、アプリの利用を一部制限します。



1週間以内に本登録ができずにアプリが一部制限された後に、被保険者証番号を入力できてアプリの停止を解除したい場合は、いぐすペイコールセンターまでご連絡ください。

※介護保険被保険者証番号の調べ方は次ページ

介護保険被保険者証番号の確認方法について

- ① **介護保険被保険者証**で確認
(65歳になる月の前月中旬までに送付されます)

介護保険被保険者証	
番号	

こちらに記載されている「番号」が
介護保険被保険者証番号です。

氏名	
生年月日	性別
交付年月日	
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	仙台市青葉区 国分町三丁目7番1号 仙 台 市

- ② **介護保険料決定通知書**で確認
(4月は年金差引きの方のみ《仮徴収》、
6月は65歳以上の方全員に送付されます)

年度 介護保険料 決定通知書 (仮徴収)	
あなたの介護保険料を本書のとおり決定しましたのでお知らせします。	
通知書番号	
年度の介護保険料として4月、6月、8月、10月の4回に分けて徴収します。	
年金受給月	4月 6月 8月 10月
保険料額	円

こちらに記載されている「通知書番号」が
介護保険被保険者証番号です。

※前年度の所得段階とは、前々年の収入をもとに設定したものです。
※転出等により本市に保険料を納めていただく必要がなくなった場合でも、特別徴収を停止する事務手続きに時間を要するため、年金から保険料が差し引かれることがあります。納めすぎとなった保険料につきましては、納めていただいた月の翌月以降に還付のお知らせを送付いたしますので、ご確認ください。

●差し引かれるのは、こちらの年金からです。

特別徴収義務者 (年金保険者)	年金の種類
--------------------	-------

●8月以降の保険料額と年額保険料について
8月以降に年金から差し引かれる保険料額と今年度の年額保険料は、6月に送付する通知書でご確認ください。
●今年度の年額保険料は、6月に決定される市町村民税の課税状況等をもとに決定します。
(参考) 8月以降の保険料額の計算の仕組み
○8月の額 : 確定した年額保険料から4月・6月・8月の保険料額を差し引き4で割った額 (100円未満の端数切り捨て)
○10月以降の額 : 確定した年額保険料から4月・6月・8月の保険料額を差し引き3で割った額 (100円未満の端数がある場合、10月の額に含算)
●納入通知書や口座振替により納めていただいている方の今年度の介護保険料は、6月にお知らせする予定です。

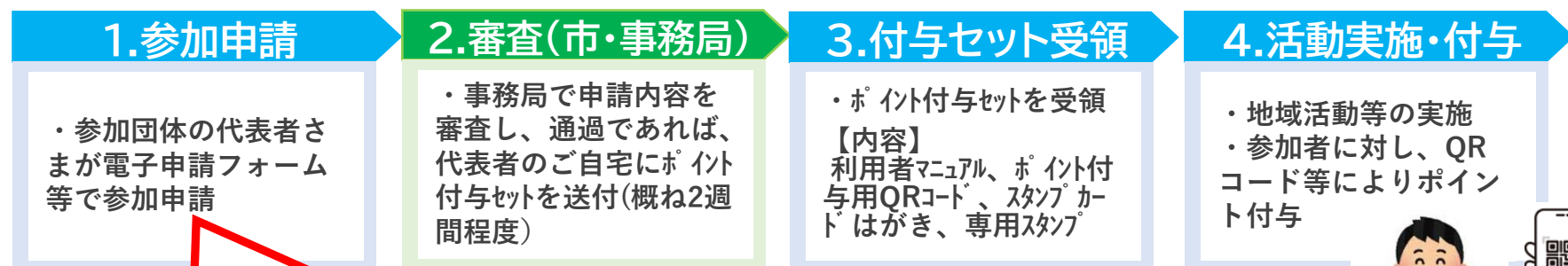
●本書は、3月中旬時点の状況をもとに作成しています。
●お問い合わせ先

電話番号	郵便番号
------	------

4 制度の参加団体への登録について

- ★ 町内会をはじめ、令和8年度から新たに制度の対象となった団体が実際にポイント付与を行うためには、**事前のお申し込みが必要です。**
- ★ お申し込みは、特設ホームページから電子申請フォームまたは申込用紙で行います。
(申込用紙は各区・宮城総合支所の障害高齢課や秋保総合支所の保健福祉課、各地域包括支援センターで配布します。)
- ★ **申込は6月から開始します。**単位町内会長へ通知等でお知らせする予定です。
- ★ ポイント付与は8月以降の活動からとなります。
(申込のタイミングによっては事業キットの送付がそれ以降になる場合があります)

参加団体申請の流れ



町内会や老人クラブなど複数の団体の代表を兼ねられている場合は、それぞれに参加申請が必要になります！



特設ホームページはこちらからご覧になれます



5 ポイント付与について

【アプリ】利用者登録～ポイント獲得～ポイント利用の流れ

1.利用者(ユーザー)登録

利用者はいぐすペイを
ダウンロードし、
利用者(ユーザー)登録を
おこなう。



ダウンロードURL



アプリアイコン

※アプリのデザインや配色は制作中のものであり、
実際の提供内容とは一部異なる場合があります。

2.ポイント獲得

参加団体による活動に参加。
活動終了後、**団体責任者が**
提示するQRコードをアプリ
で読み取り。



例:
100P



アプリにポイントが
付与される。



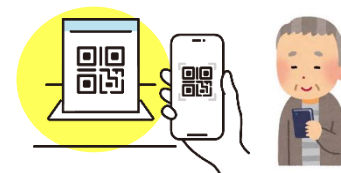
例:
100P

3.ポイント利用

店舗はQRコードを
店頭で設置



利用者は店頭の
QRコードを読み取り、
アプリに利用金額を入力



アプリに入力された利用
金額を店舗・利用者双方
で確認後、支払いを実施



5 ポイント付与について

【はがき】カード配布～スタンプ、ポイント付与～ポイント利用の流れ

1.スタンプカードの配布

- ・アプリの利用が困難な方にはがきをお渡しする。
- ・2回目活動日以降は、既に受け取っているはがきを持参し、利用してもらう。

※既定のポイントが貯まり、投函したことで手元にはがきがない場合は再度新しいはがきをお渡しください。



ここがポイント！

1. はがき1枚で申請できるポイントは1000ポイント～1200ポイント。
2. 合計がそれ以上になる場合は、新しいはがきに繰り越してご利用ください。

2.スタンプの押印、はがき投函

- ・ はがきのスタンプカード面に
 - ①活動日
 - ②参加団体名
 - ③参加団体ID(スターターキット送付状に記載)
 - ④ポイント数上記の4つすべてが正しく記載されていることを必ず確認した上で、スタンプを押す。

※日付を遡ってのポイント付与は出来ません。
必ず活動日当日に上記を記載いただき、スタンプを押してください。

※空欄があって申請された場合、審査に通過されず、事務局からポイントの付与が出来ない場合がございます。
空欄の項目がある場合は、団体様で追記のサポートをお願いいたします。

ポイント

※スタンプを押す際、1200ポイントを超えることが確認された方には新しいはがきをお渡しいただき、超過分と分かるように繰越ご記入いただくようご案内お願いいたします。

- ・ 1000ポイント～1200ポイント貯まったら、投函の案内
【住所】【氏名(漢字・フリガナ)】【性別】
【生年月日(西暦)】【電話番号】
【介護保険被保険者証番号】※必須
上記はしっかりと分かりやすい字で記入してもらうよう、参加者様にご案内ください。

3.ポイント付与

- ・ はがきを受理した事務局が内容確認後、対象店舗で1000円～1200円分(投函時のポイントに準じる)として利用可能なQRコードを貼付したはがきを **参加者様** へ返送いたします。

※不備があった場合は、参加者様へコールセンターからご連絡をしたり、ポイントを付与しないままご返送し、再提出をお願いする場合がございます。



※イメージ

4.ポイント利用

- ・ 対象店舗でのお会計時にQRコードを提示し、店舗スタッフにQRコードを読み取ってもらうことで、支払いを行う。



支払完了！

6 今後の予定について

スケジュール

- 4月下旬 連絡調整会議、民児協理事会
- 5月上旬～ 地区民児協（5区）、区連合町内会（5区）
地区社協サロン
取り組み団体向け説明（オンライン1回）
- 6月1日 新たにポイント付与対象となる団体の申込受付開始
- 6月上旬 アプリ「いぐすペイ」説明会（各区ごと）

開催日時		場所
6/2(火)	10:00～12:00	泉区中央市民センター第1会議室
6/2(火)	14:00～16:00	太白区中央市民センター大会議室
6/3(水)	14:00～16:00	若林区中央市民センター セミナー室A・B
6/4(木)	14:00～16:00	秋保市民センター 第1会議室
6/5(金)	10:00～12:00	青葉区中央市民センター 第1会議室
6/5(金)	14:00～16:00	宮城野区中央市民センター 第3会議室
6/8(月)	10:00～12:00	宮城総合支所 3階第1・第2会議室

8月1日 新たにポイント付与対象となる団体でのポイント付与開始

お問合せ先

コールセンター

【名称】
いぐすペイコールセンター
(仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント制度)

【受付期間】
2026年4月1日～2027年3月31日

【受付時間】
平日および土日祝 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

【TEL】
050-5526-2669 [通話料がかかります]



特設ホームページ

